

第 8 回 特 別 委 員 会

日 時 平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日 (月)、午後 6 時より

場 所 あさぶ商店街事務所

出 席 者 (特別委) 小 林 * 相 談 役、永 倉 * 理事長
稲 川 * 副理事長、藤 原 * 副理事長
木 村 * 専務理事、北 川 * 事務局参与
山 内 * 推進協会長

(推進協) 坂 元 * 副会長、高 橋 * 副会長
千 葉 * 顧問、曾 根 * 監事

議 題 1、経過・確認事項について

2、最終提案事項について

3、その他

前執行部不祥事に対する解明に向けての経緯（文中敬称略）

1、解明作業の方針

発足に託した創立組合員の願いと以来40年間にわたり地域活性に奔走された方々の情熱を次代に継承するためにも、不祥事は組合独自での解明解決が望ましい。

しかし、解明は本来の組合活動からも大きく逸脱する案でもあり、新任理事者に本件に対する関与・責任を強いることが不適當であることは明白である。

以上の勘案から、理事長専任事項として理事会には概略報告などに限定、新理事者には一切の責任も負わせないことを約束する。

2、経理不祥事の解決に対する懸念

- ①創立当初は砂利道であった頃から、商店街区の発展を目指して取り組んだ、歴代の先輩理事や組合員の労苦を今回不祥事で汚したくない。
- ②積み重ねてきた商店街の信用失墜は必至であり、今後回復の道程も簡単ではなく、不祥事事実永久の評価として残る恐れを回避したい。
- ③不祥事を起こした当事者責任は重く十分な弁済保証を求めるべきであるが、その原因や背景には当事者達に一任する無関心な組合員の姿勢があったことを考慮したい。
- ④経理不正に対する対外的反応を伺う時、過去補助金事業の補助金返還と罰則追徴金などの可能性や今後暫くの組合信用を復活することの困難も勘案する。
- ⑤今後地域活性に商店街が果たす役割の決して少なくないことを考えると、今後組合活動を牽引する次代の候補者に失点や汚点を残すことは好ましくない。

3、経理不祥事の解明取組み

- ①経理状況を精査・把握する⇒北川氏に作業を依頼した。

* 選考理由：「まちセン」岩本所長の推薦であり、上場会社の経理経験の実績は申し分なく、年齢的にも社会常識や価値観の共有が期待され、地域愛着の観点からも風評発信の恐れも全くない。

- ②組合経理の早期健全化を図る⇒安田税理士を顧問税理士に委嘱する。

* 選任理由：温和人柄と北区を拠点にする税理士活動や実績には定評があり、今後組合の健全な経理と人材育成の観点からも相応しく、「麻生青色申告会」の顧問時期もあるなど、地域への関心も少なくない。

- ③近代化目的預金の損失を防ぐ⇒推進協の組織を再編成する。

* 実施理由：大型店進出の騒動を経て、獲得した資金の将来活用のため、課税対象の観点から組合とは別団体としてきた組織の再編を図り、次代の理事執行部に継承を果たす。

- ④組合名誉を守る穏便な解決策⇒特別委員会を設置する。

* 設置目的：疑惑解明を優先し、かつては組合運営に尽力した時期もあったであろう当事者に対する穏便な罰則・請求の妥当性を検討すると共に、新たな理事を迎え地域活性を目指す組合の基盤づくりも課題とする。

4、経過確認

- ①平成22年総会後に永倉が理事長に選出される。
 - * 永倉は24年ぶりに執行部に復帰
 - * 理事10人中、8名が留任
- ②組合経理の点検を永倉が北川氏に依頼、牛島に対し積極協力を指示する。
 - * 会計ソフト導入による事務局作業の軽減を図る
- ③経理の素人的な作業と放漫・乱雑な日次会計の状況が報告される。
 - * 税務申告書に税理士署名捺印あり、税理士存在に疑問
- ④台帳の不明、帳簿・伝票の欠落、貸借の真逆記帳など、記帳指導の成果とは言えない不可思議な経理作業と共に不明金の疑惑が浮上する。
- ⑤北川氏の経理指導に対する牛島の不誠実・非協力的な態度が顕著になる。
- ⑥北川氏の入金漏れの指摘に対し、牛島が理由なしに現金を入金した。
 - * 3万円以上の支払い・出金は、理事長・専務理事の承諾が必要の筈
 - * 後日聴取では、机引き出しに50万円以上の現金保管もあったと返答
- ⑦疑惑解明に対する黙秘など非協力が続くことから最初の懲戒処分を行う。
 - * 一切の弁明なく、給料減俸と12月賞与の支給停止を通告
- ⑧不誠実な就業や使途不明金の疑惑に協力的態度がなく、2回目の懲戒処分を行う。
 - * 一切の弁明なく、1月からの出勤停止処分を通告
- ⑨会計帳簿の無断持ち出しと改ざん、疑惑解明の妨害的行為から解雇処分を行う。
 - * 解明協力による辞表受理を提案したが拒否、懲戒解雇を通告
- ⑩太田副理事長と早川専務理事に対し、事務所状況の改善及び使途不明金の解明は、旧執行部責任として協力要請したが、一人として協力した理事者は居ない。
 - * 3月までに、10人中7人の理事が任期途中で辞表提出
- ⑪23年度新執行部の理事会で不祥事解明を目的とする特別委員会の設置と委員の提案に対し承認を得る。
 - * 不祥事問題は新理事の責任とせず、理事長の選任事項とすることを確約

5、事務所の状況

- ①資料は未整理で散乱状態、慶弔袋や事務用品は異常なほどの数量が複数場所に乱雑に置かれ、カラー印刷した大型封筒（YOSAKOI 福袋約2千枚・Cafe 亜麻人の開店チラシ約3千枚）など、使用目的の疑問な大量の印刷物や賞味期限切れの食品などが随所に放置されていた。
- ②組合員に送付する総会案内状（14通）や外部団体への挨拶状・報告書などの未発送封書、外部団体や業者からの依頼文書・出席案内・見積書・請求書などの未開封郵便が散乱した資料に紛れて発見された。
- ③救急箱や未使用のファイル、セロテープ台座など、異常な数の事務用品が資料に紛れて置かれていた。
- ④業務日誌などの記入は無く、事業別資料は他の資料も混じってファイルされていたが無秩序な整理であり、同じ資料の複数保存も同様であった。
- ⑤法務局への申請痕跡がなく（平成16年から無届け）、預金名義者の変更手続き放置や定款変更の手続き（19年に市商連から指導）が放置されていた。
- ⑥10年間保管が義務付けられている総会議事録・理事会議事録が各所に散乱、欠落した年度もあった。
- ⑦中型性能シュレッダーが故障状態であった。＊回転主軸の鋳物破損症状

6、経理に対する就業態度

- ①振替伝票などの起票に統一性がなく、出金や入金先の不明な伝票が多い。
- ②元帳への転記漏れ・不整合が少なくない。
- ③日々の現金残高を確認する現金照合や記帳作業の痕跡も無い。
- ④毎朝に駐車場から回収する現金の机上放置が習慣的に行われていた。
- ⑤請求書や振替伝票の整理は中途半端で、資料に紛れての発見もあった。
- ⑥使用意図の疑問な、中途状態に使用されたイベント専用（YOSAKOI、亜麻そば祭り、マルイ出店反対、30年事業など）の通帳などが複数あった。
- ⑦総勘定元帳の不記載・残高不一致が複数箇所指摘された。
- ⑧税の督促状や差し押さえ通知書、発行済み領収書の控えや現金が5ヶ所に散在して発見された。
- ⑨廃棄物と共に保管期限を過ぎた大量の伝票や直近の帳簿が風呂場で発見された。

7、経理に対する疑問

- ①決算書作成の根拠となる元帳不備・月次試算表が無く、決算書の信頼性も欠くこととなり疑問だが、納得できる返答は無い。
- ②平田労務経営事務所に毎月依頼したとされる会計データが無く、再提供も拒否されたことから、記帳指導の作業内容が不明である。
- ③会計帳簿の欠落や一部無記帳の元帳などは不誠実な就業態度の証しともなるが、放置した理由など弁明は無い。
- ④帳票などの会計書類を点検した当初、北川氏が確認した22年3月度の伝票綴りが何故か紛失、牛島は関与を否定した。
- ⑤20年度の道銀普通預金元帳と21年4月～22年3月の仮払金元帳が一切無いが、牛島からの理由も無い。
- ⑥無断で自宅に持ち帰った元帳（10～21年）12冊は、11月27日の返還指摘に対して12月24日に返却、ページ抜取りや改ざんの痕跡が見られたが、理由は話さなかった。
- ⑦税理士の署名・捺印がある税務申告書に疑問箇所が少なくない。
 - * 出資金が決算書と異なる
 - * 利益準備金が計上・預金利息の税区分されていない
 - * 資産区分・仮払金・預り金・借入金の明細が無い
 - * 税務申告書と総勘定元帳の借入金残高が不一致
- ⑧決算書に税理士確認を疑う不備がある。
 - * 財産目録の明細欠落
 - * 貸借対照表の科目不順列
 - * 仮受消費税の計上（仮払消費税は計上無し）
- ⑨決算料（14年度から発生）の受領先に疑問がある。
 - * 平田労務経営事務所からの請求には「決算料」とあるが、税務申告書に押印の濱中税理士は受け取っていないと回答
- ⑩記帳指導料を14年から支出しているが、平田への依頼内容が不明で、依頼した筈の西田・早川からも明確な説明は無い。
 - * 組合経理に対する指導内容の資料や形跡が不明
 - * 組合が依頼した作業内容について平田からの回答は無し
 - * 牛島は毎月の伝票類を平田事務所に届けたと、後日聴取で回答
 - * 平田の業務が誠実であれば経理不正を未然に防げた

8、疑問のある不明金（北川氏調べ）

- ①「YOSAKOI ソーラン祭り」普通預金不明金ほか：¥ 2, 403, 654円
- ②あさぶ亜麻そば祭り（18・19年）不明金：¥ 427, 000円
- ③さっぽろプレミアム付元気わくわく商品券不明金：¥ 506, 966円
- ④会議費・交通費内訳の会計処理不明金：¥ 3, 003, 000円
- ⑤創立30周年記念行事不明金：¥ 890, 000円
- ⑥その他不明金会計処理：¥ 1, 745, 774円＊平成23年3月末
- ⑦借入れ金処理（借り入れ先不明金）：¥ 7, 100, 831円

＊段階的解消を要する（安田税理士指導）

以上、不明金総額：16, 077, 225円＊残存する帳簿・帳票で精査

9、経理に関与する関係者と備考

○理事長：西田 清英／組合経営を管理監督する責任

＊駐車場事業担当、推進協通帳無断管理

○副理事長：太田 久雄／理事長補佐、組合経営の責任

＊員外理事、山田市場時代から西田と協力関係

○副理事長：高橋 静孝／理事長補佐、組合経営の責任

＊東区拠点、事務所購入時の売買業務、駐車場看板の格安主張

○専務理事：早川 隆雄／事務局総括・事務員掌握の担当

＊三十周年・空き店舗事業担当、推進協定期分割・預金引出し関与

○会計担当：専務理事兼務＊聴取では平田が担当と発言

○事務職員：牛島奈津子／現金扱い・記帳・決算書作成の担当

＊駐車場売上げ管理、ヨサコイ・そば祭り事務局、三十周年式典受付

○記帳指導：平田 博司／理事、組合の記帳指導は平成14年から

＊税理士資格無し、元新琴似小PTA会長、亡父が元組合税理士

10、備 忘 録

項 目	名前	確認記録	参考データ
執行部三役	西田	4～9：副理事長 10～21：理事長 *18年間	5 創立20周年、 7 マルイ出店反対運動 事務所不動産購入
	太田	5：理事 6～21：副理事長 *17年間	8 YOSAKOI ソーラン祭り会場開催
	高橋	4～9：理事 10～21：副理事長 *18年間	9 山田市場閉鎖 10 西田が市場開店、翌年閉店
	早川	4～21：専務理事 *18年間	14 平田依頼の記帳指導始まる 15 創立30周年
	牛島	6～21：事務職員 *16年間	16 あさぶ亜麻そば祭り 17 税理士報酬記載
事務員			21 空き店舗補助事業 22 不祥事・不明金疑惑浮上
			23 特別委員会設置

役員報酬支給	理事	20年度支給	返 還	21年度支給	返 還
	西田	250,000		125,000	125,000
	太田	150,000		125,000	125,000
	高橋	150,000		125,000	125,000
	早川	150,000	150,000	125,000	125,000
	藤井	50,000		*退 任	
	藤原	50,000	50,000	50,000	
	田中	50,000		*退 任	
	中能	50,000		50,000	
	坂野	50,000		50,000	
	平田	50,000		50,000	
	永倉	監 事		250,000	*新任
	木村	監 事		50,000	*新任
	合計	1,000,000	200,000	1,000,000	500,000

協力者		北川	経理の精査、組合正常化の助言
		藤原、木村	旧事務所の資料整理
		山内	貸金庫（セーフティーBOX）の確認
		小林、稲川	特別委員会参加、組合の将来助言
弁護士		目澤大樹 * 地域在住	法律説明・助言、請求代理
税理士		安田 正 * 前麻生青申会顧問	適正経理指導、節税助言

発覚から現在までの経緯概略

22年10月	事務局経理作業の点検で、牛島の杜撰・放漫・不明朗会計の発覚出始める
11月	推進協総会開催前に、西田が永倉に対し無断引き出し流用を弁明する 安田税理士に対し、事情説明と組合顧問を委嘱・解散を示唆
12月	牛嶋に対して、2度の懲戒処分を通知する 2回目の推進協総会で西田が私的流用を一切否定
23年1月	牛嶋に対し、懲戒解雇を処分する・解明協力による処分軽減を提案後
2月	高橋・平田理事から辞表提出される・中途辞任の理由なし 太田・早川に不祥事説明と前執行部理事に対する解明協力を要請する
3月	推進協会議で、規約改正・新役員構成が承認される 組合理事者10人中、7人からの任期途中の辞表を受理する
5月	平成22年度総会で、5名の理事と2名の監事が新たに誕生する 推進協役員会で、推進協と組合が各自当事者とするのを再確認する
6月	推進協から目澤弁護士を解任した通知を受ける 第2回理事会において、特別委員会の設置と人選を了承する 第1回特別委員会を開催、経過・今後方針を協議する
7月	推進協より、請求当事者の一切を組合に一任すると文書で受け取る 第3回理事会で、推進協申し出と山内の委員追加が承認される
8月	第2回特委で、西田・平田に対する代理委任を目澤弁護士に再確認する
9月	目澤弁護士より、平田代理の弁護士回答が報告される 第4回理事会で、牛島・早川に対する聴取を目澤弁護士に依頼する旨了承
10月	牛嶋に対して、父親同席の来所聴取を実施する
11月	牛嶋2回目の聴取と早川1回目の聴取を実施する 第4回特委で、聴取報告と今後方向を協議する
24年2月	牛嶋3回目と早川2回目聴取を実施する 第5回特委で、前執行部・推進協が出席する拡大会議の招集を決定する
3月	拡大会議を実施、2人の反対を除いて下記提案が承認される ①一般会計不明金追求は一段落とし、牛島・早川に解明聴取を求める ②西田不明金請求と平田過払い金請求は目澤弁護士に依頼する
5月	24年度総会が理事長・専務理事不在で実施され、議案承認される ・不祥事案件は理事長専任とし、新理事者に責任などは問わない確約
6月	第6回特委が理事長不在で実施、目澤弁護士から経過報告を受ける 目澤弁護士による西田に対する合意案を検討する
8月	第7回特委で西田との合意案を了承、推進協預金の組合移動を全員が承認
9月	目澤弁護士の平田に対する合意案を検討する
10月	西田から1,137万円が振込まれる
11月	第8回特委、提案された案件を委員7人中6人が賛成して最終となった

以上、麻生商店街振興組合・理事長 永倉吉裕 文責

特別委員会解散について（提 案）

- ①「推進協」に関する西田請求は、合意文書の履行を以て終了する。

* 13,750,000円 (24.10.31 11,730,000 済 25.7.31 2,020,000)

- ③平田労務経営事務所に対する請求は、弁護士に一任して終了とする。

* 22年度支払い分231,000円

- ③一般会計不明金（証拠伝票有り）は、牛島と早川に対する聴取を以て終了とする。

* 1,561,000円

- ④牛島に対する処分は、上記②の請求如何に関わらず退職金の支給停止を以てする。

* 16年間勤務、給料20万円

- ⑤不祥事発生当時の理事の処分は、当時理事者からの組合に対する入金を以て終了とする。

* 6人合計700,000円

- ⑥就任10年以上の旧執行部三役は、今後10年間の理事及び監事の推薦対象としない。

* 該当者2名（高橋静孝、早川隆雄）

- ⑦臨時収入に対する節税対策は執行部検討事項とする。

* 収入予定：○「推進協」管理預金（推進協管理の為推測・約1,300万円）

○西田弁償金（来年7月末までに1,375万円）

○一般会計和解金（早川・牛島聴取後1,561千円予定）

○平田返済金（目澤弁護士231千円予定）

- ⑧委員に対する交通費の支給

* 理事会承認を経て、安田税理士指導に従い支給する

- ⑨資料・報告書作成費の支出（報告書の閲覧承認は理事会が決定）

* 理事会承認を経て、安田税理士指導に従い支給する

- ⑩不祥事の解明調査費の支出

* 理事会承認を経て、安田税理士指導に従い支給する

以 上

確 認 書

平成24年11月19日に開催された麻生商店街振興組合「特別委員会」の第8回会議において、説明された報告資料の適正及び最終会議であること並びに提案された事項全てについて賛成同意したことを認めます。

平成24年11月19日

小 林 啓 三 ⑩

永 倉 吉 裕 ⑩

稲 川 正 勝 ⑩

藤 原 敏 一 ⑩

木 村 弘 ⑩

北 川 繁 雄 ⑩

山 内 一 夫 ⑩